

平成20年 2 月

滋 賀 県 議 会 定 例 会 議 案

(その 2)

目 次

	頁
議第 57 号 平成19年度滋賀県一般会計補正予算（第 5 号）	1
議第 58 号 平成19年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	15
議第 59 号 平成19年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算 （第 1 号）	17
議第 60 号 平成19年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	19
議第 61 号 平成19年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	21
議第 62 号 平成19年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算 （第 1 号）	24
議第 63 号 平成19年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	28
議第 64 号 平成19年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	30
議第 65 号 平成19年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	32
議第 66 号 平成19年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算（第 2 号）	36
議第 67 号 平成19年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第 1 号）	39
議第 68 号 平成19年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算（第 1 号）	41
議第 69 号 平成19年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算（第 2 号）	43
議第 70 号 平成19年度滋賀県病院事業会計補正予算（第 1 号）	47
議第 71 号 平成19年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	50
議第 72 号 平成19年度滋賀県上水道供給事業会計補正予算（第 1 号）	53
議第 73 号 滋賀県生態学琵琶湖賞基金条例を廃止する条例案	57
議第 74 号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	58
議第 75 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀会館）	69
議第 76 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立栗東体 育館）	70
議第 77 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立虎御前 山教育キャンプ場）	71
議第 78 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立比良山 岳センター）	72
議第 79 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立伊吹運 動場）	73
議第 80 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立アーチ ェリー場）	74
議第 81 号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を 定めることにつき議決を求めることについて	75
議第 82 号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金 額を定めることにつき議決を求めることについて	79
議第 83 号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定 めることにつき議決を求めることについて	81

一般会計補正予算

議第57号

平成19年度滋賀県一般会計補正予算(第5号)

平成19年度滋賀県の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,728,068千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 497,957,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加および変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加および変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 179,000,000	千円 10,560,000	千円 189,560,000
	1 県 民 税	61,361,500	3,143,300	64,504,800
	2 事 業 税	56,664,400	7,960,400	64,624,800
	3 地 方 消 費 税	12,322,400	△ 506,900	11,815,500
	4 不動産取得税	5,521,500	△ 266,800	5,254,700
	5 県たばこ税	3,403,500	△ 83,700	3,319,800
	6 ゴルフ場利用税	1,375,200	19,700	1,394,900
	7 自動車税	19,846,700	△ 101,100	19,745,600
	8 鉾 区 税	7,600	1,000	8,600
	9 自動車取得税	5,086,100	△ 168,200	4,917,900
	10 軽油引取税	13,341,700	533,200	13,874,900
	11 狩 猟 税	28,100	△ 2,900	25,200
	12 産業廃棄物税	40,500	32,100	72,600
	13 旧法による税	800	△ 100	700
2 地方消費税清算金		23,654,000	△ 448,077	23,205,923
	1 地方消費税清算金	23,654,000	△ 448,077	23,205,923
3 地方譲与税		2,496,000	△ 26,000	2,470,000
	1 地方道路譲与税	2,319,000	△ 19,000	2,300,000
	2 石油ガス譲与税	177,000	△ 7,000	170,000
4 市町たばこ税県交付金		1,097,000	△ 192,240	904,760

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 市町たばこ税県 交付金	千円 1,097,000	△ 千円 192,240	千円 904,760
5 地方特例交付金		1,370,000	△ 933	1,369,067
	1 地方特例交付金	690,000	△ 5,118	684,882
	2 特 別 交 付 金	680,000	4,185	684,185
6 地 方 交 付 税		96,300,000	△ 438,314	95,861,686
	1 地 方 交 付 税	96,300,000	△ 438,314	95,861,686
7 交通安全対策特 別交付金		550,000	△ 5,000	545,000
	1 交通安全対策特 別交付金	550,000	△ 5,000	545,000
8 分担金及び負担 金		4,437,366	△ 336,290	4,101,076
	1 分 担 金	1,634,554	△ 61,740	1,572,814
	2 負 担 金	2,802,812	△ 274,550	2,528,262
9 使用料及び手数料		8,425,278	△ 354,213	8,071,065
	1 使 用 料	6,062,785	△ 225,588	5,837,197
	2 手 数 料	97,187	△ 10,940	86,247
	3 証 紙 収 入	2,265,306	△ 117,685	2,147,621
10 国庫支出金		51,400,104	△ 661,716	50,738,388
	1 国庫負担金	37,733,420	220,381	37,953,801
	2 国庫補助金	11,857,185	△ 664,045	11,193,140
	3 委 託 金	1,809,499	△ 218,052	1,591,447
11 財 産 収 入		6,226,113	△ 4,440,286	1,785,827
	1 財産運用収入	880,144	△ 106,698	773,446
	2 財産売払収入	5,345,969	△ 4,333,588	1,012,381
12 寄 附 金		1	1,100	1,101

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	千円 1	千円 1,100	千円 1,101
13 繰 入 金		21,947,262	△ 7,832,121	14,115,141
	1 特別会計繰入金	1,278,441	285,034	1,563,475
	2 基金繰入金	20,668,821	△ 8,117,155	12,551,666
14 繰 越 金		500,000	563,430	1,063,430
	1 繰 越 金	500,000	563,430	1,063,430
15 諸 収 入		42,641,428	△ 6,854,408	35,787,020
	1 延滞金加算金及び過料等	548,520	△ 39,156	509,364
	2 県預金利子	17,100	59,811	76,911
	3 貸付金元利収入	33,817,596	△ 5,892,695	27,924,901
	4 受託事業収入	775,353	△ 165,406	609,947
	5 収益事業収入	3,998,853	△ 242,742	3,756,111
	6 利子割精算金収入	13,000	△ 3,969	9,031
	7 雑 入	3,471,006	△ 570,251	2,900,755
16 県 債		66,641,000	1,737,000	68,378,000
	1 県 債	66,641,000	1,737,000	68,378,000
歳 入 合 計		506,685,552	△ 8,728,068	497,957,484
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,226,053	千円 △ 29,671	千円 1,196,382
	1 議 会 費	1,226,053	△ 29,671	1,196,382
2 政策調整費		7,023,779	△ 289,555	6,734,224

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 企画調整費	千円 6,056,320	△ 千円 143,539	千円 5,912,781
	2 地域振興費	779,426	△ 123,018	656,408
	3 統計調査費	188,033	△ 22,998	165,035
3 総務費		22,057,269	771,510	22,828,779
	1 総務管理費	12,685,708	718,969	13,404,677
	2 徴税費	5,451,857	312,596	5,764,453
	3 市町振興費	2,270,581	△ 124,640	2,145,941
	4 選挙費	1,380,682	△ 135,452	1,245,230
	5 人事委員会費	112,537	△ 7,210	105,327
	6 監査委員費	155,904	7,247	163,151
4 県民文化生活費		8,908,588	△ 144,637	8,763,951
	1 県民生活費	3,528,397	△ 3,970	3,524,427
	2 文化費	3,217,397	△ 35,725	3,181,672
	3 生活衛生費	1,058,659	△ 41,428	1,017,231
	4 防災費	1,104,135	△ 63,514	1,040,621
5 琵琶湖環境費		17,450,636	△ 386,077	17,064,559
	1 水政費	3,129,913	△ 77,749	3,052,164
	2 環境費	3,158,916	△ 284,402	2,874,514
	3 下水道費	3,789,338	△ 175,397	3,613,941
	4 森林林業費	7,372,469	151,471	7,523,940
6 健康福祉費		65,852,946	△ 2,335,384	63,517,562
	1 社会福祉費	29,711,859	△ 2,102,940	27,608,919
	2 児童福祉費	12,293,509	△ 87,484	12,206,025

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 生活保護費	千円 1,725,003	△ 千円 21,350	千円 1,703,653
	4 災害救助費	10,910	135	11,045
	5 公衆衛生費	18,183,703	54,255	18,237,958
	6 地域健康福祉費	1,328,157	28,214	1,356,371
	7 医薬費	2,599,805	△ 206,214	2,393,591
7 商工観光労働費		29,748,826	△ 6,027,684	23,721,142
	1 商工業費	3,994,624	△ 328,938	3,665,686
	2 中小企業費	23,709,385	△ 5,460,522	18,248,863
	3 観光費	591,480	△ 34,084	557,396
	4 労政費	659,657	△ 187,003	472,654
	5 職業訓練費	702,318	△ 18,619	683,699
	6 労働委員会費	91,362	1,482	92,844
8 農政水産業費		25,184,906	△ 2,783,160	22,401,746
	1 農業費	4,979,526	△ 336,965	4,642,561
	2 畜産業費	1,196,339	11,831	1,208,170
	3 農地費	17,388,434	△ 2,409,149	14,979,285
	4 水産業費	1,620,607	△ 48,877	1,571,730
9 土木交通費		59,614,369	1,974,117	61,588,486
	1 土木交通管理費	9,419,932	693,837	10,113,769
	2 道路橋りょう費	29,984,453	606,798	30,591,251
	3 河川費	9,785,701	578,165	10,363,866
	4 港湾費	527,438	71,318	598,756
	5 砂防費	5,530,670	43,134	5,573,804

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 都市計画費	千円 1,403,387	千円 161,685	千円 1,565,072
	7 公園費	802,915	△ 931	801,984
	8 建築費	883,995	△ 83,303	800,692
	9 住宅費	1,275,878	△ 96,586	1,179,292
10 警察費		31,913,889	△ 154,828	31,759,061
	1 警察管理費	29,831,886	△ 58,088	29,773,798
	2 警察活動費	2,082,003	△ 96,740	1,985,263
11 教育費		134,649,879	381,077	135,030,956
	1 教育総務費	13,926,084	1,283,372	15,209,456
	2 小学校費	44,905,580	△ 43,765	44,861,815
	3 中学校費	25,734,805	△ 109,208	25,625,597
	4 高等学校費	28,223,395	△ 3,229	28,220,166
	5 特別支援学校費	15,448,018	△ 577,142	14,870,876
	6 大学費	2,986,253	4,796	2,991,049
	7 社会教育費	1,971,621	△ 166,691	1,804,930
	8 保健体育費	1,454,123	△ 7,056	1,447,067
12 災害復旧費		1,296,672	△ 584,723	711,949
	1 琵琶湖環境施設 災害復旧費	9,937	△ 1,545	8,392
	2 農政水産施設災 害復旧費	130,129	△ 106,102	24,027
	3 土木交通施設災 害復旧費	1,156,606	△ 477,076	679,530
13 公債費		70,096,340	774,397	70,870,737
	1 公債費	70,096,340	774,397	70,870,737
14 諸支出金		31,481,400	106,550	31,587,950

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県税交付金等	千円 30,031,400	△ 千円 153,450	千円 29,877,950
	2 諸支出金	1,450,000	260,000	1,710,000
歳 出 合 計		506,685,552	△ 8,728,068	497,957,484

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

番号	事 項	期 間	限 度 額
129	滋賀会館管理運営委託	平成20年度から 平成21年度まで	144,000千円
130	補助広域河川改修事業 (長 命 寺 川)	平成20年度から 平成23年度まで	3,080,000千円
131	滋賀県立栗東体育館管理運営委託	平成20年度から 平成22年度まで	114,000千円
132	滋賀県立虎御前山教育キャンプ 場管理運営委託	平成20年度から 平成22年度まで	15,000千円
133	滋賀県立比良山岳センター管理 運営委託	平成20年度から 平成22年度まで	5,320千円
134	滋賀県立伊吹運動場管理運営委託	平成20年度から 平成22年度まで	8,358千円
135	滋賀県立アーチェリー場管理運 営委託	平成20年度から 平成21年度まで	1,480千円

2 変 更

番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
55	補助広域河川改修事業 (日 野 川)	平成20年度	320,000千円	平成20年度から 平成21年度まで	340,000千円

番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
58	補助河川総合流域防 災事業 (大 宮 川)	平成20年度から 平成22年度まで	276,000千円	平成20年度から 平成22年度まで	296,000千円
113	補助広域河川改修事 業 (八 日 市 新 川)	平 成 20 年 度	240,000千円	平成20年度から 平成21年度まで	240,000千円

第3表 地 方 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
児童福祉施設整備事業費	千円 6,400	普通貸借または 証券発行	10.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、50年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
直轄土木施設災害復旧事業費	14,600			
計	21,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
希望が丘文化公園施設整備事業費	千円 162,700	千円 143,800
食肉衛生検査所整備事業費	141,100	104,200
上水道供給事業出資金	136,000	116,000
地域総合センター事業推進費	44,000	—
地域生活情報通信基盤高度化事業費	10,000	—
防災行政施設整備事業費	141,800	111,800
廃棄物処理施設整備促進事業費	39,000	—
クリーンセンター滋賀整備事業費	631,800	591,000
林道事業費	230,400	163,300
単独林道事業費	9,000	—
ふるさと林道緊急整備事業費	141,800	125,900

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
治 山 事 業 費	1,164,800 ^{千円}	1,203,000 ^{千円}
単 独 治 山 事 業 費	4,900	3,800
地域福祉推進特別対策事業費	61,400	51,300
介護施設等施設整備事業費	158,600	—
看護師等養成施設整備事業費	47,900	56,500
県営かんがい排水事業費	500,900	478,700
県営経営体育成基盤整備事業費	587,000	598,200
県営農道整備事業費	146,400	146,300
県営畑地帯総合農地整備事業費	41,800	42,000
県営中山間地域総合整備事業費	159,000	171,100
国営土地改良事業費	924,800	869,800
農村活性化事業費	16,000	8,600
県営溜池等整備事業費	193,800	150,700
県営地すべり防止対策事業費	43,900	42,000
水産基盤整備事業費	50,000	150,000
道路改築事業費	1,111,200	1,273,700
道路特殊改良事業費	345,000	370,500
道路災害防除事業費	115,000	165,000
特定交通安全施設整備事業費	454,500	459,500
住宅市街地道路基盤整備事業費	20,000	—
直轄道路事業費	7,392,600	7,603,100
臨時県道整備事業費	9,280,700	7,680,800
地方特定道路整備事業費	846,400	832,200

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
単 独 道 路 改 良 事 業 費	1, 112, 600 ^{千円}	1, 104, 200 ^{千円}
広 域 河 川 改 修 事 業 費	600, 000	848, 000
総 合 流 域 防 災 事 業 費	1, 243, 700	1, 274, 600
直 轄 河 川 事 業 費	717, 900	1, 086, 800
河 川 災 害 関 連 事 業 費	63, 300	16, 300
臨 時 河 川 整 備 事 業 費	1, 319, 900	3, 204, 600
港 湾 改 修 事 業 費	196, 200	175, 000
直 轄 砂 防 事 業 費	71, 300	79, 200
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	170, 000	192, 000
単 独 砂 防 事 業 費	363, 100	398, 000
単 独 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	162, 900	159, 800
都 市 計 画 街 路 事 業 費	375, 000	151, 700
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	305, 300	275, 500
警 察 施 設 整 備 事 業 費	2, 456, 600	2, 452, 500
補 助 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	80, 800	52, 100
高 等 学 校 施 設 整 備 事 業 費	1, 043, 000	823, 100
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業 費	3, 351, 000	3, 030, 300
単 独 林 道 災 害 復 旧 事 業 費	8, 000	—
補 助 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	349, 600	193, 900
臨 時 財 政 対 策 債	18, 600, 000	18, 630, 000
退 職 手 当 債	5, 500, 000	7, 300, 000
計	66, 641, 000	68, 357, 000

特別会計補正予算

議第58号

平成19年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度滋賀県の市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 396,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,297,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		千円 1,901,000	△ 千円 3,941	千円 1,897,059
	1 貸付金元利収入	1,901,000	△ 3,941	1,897,059
2 繰 越 金		—	400,900	400,900
	1 繰 越 金	—	400,900	400,900
歳 入 合 計		1,901,000	396,959	2,297,959

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 1,901,000	千円 396,959	千円 2,297,959
	1 市町振興資金貸付事業費	1,901,000	396,959	2,297,959
歳 出 合 計		1,901,000	396,959	2,297,959

議第59号

平成19年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 307,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年 3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 195,386	△ 千円 2,716	千円 192,670
	1 繰越金	195,386	△ 2,716	192,670
3 諸収入		103,606	6,661	110,267
	1 県預金利子	150	656	806
	2 貸付金元利収入	103,141	6,005	109,146
歳入合計		303,900	3,945	307,845

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		千円 251,298	千円 3,945	千円 255,243
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	251,298	3,945	255,243
歳出合計		303,900	3,945	307,845

議第60号

平成19年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 657,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,444,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 428,410	千円 16,077	千円 444,487
	1 繰越金	428,410	16,077	444,487
2 諸収入		1,673,890	△ 673,677	1,000,213
	1 県預金利子	1,500	△ 245	1,255
	2 貸付金元利収入	1,672,390	△ 673,542	998,848
	3 雑入	—	110	110
歳入合計		2,102,300	△ 657,600	1,444,700
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工観光労働費		千円 427,503	千円 △ 24,168	千円 403,335
	1 中小企業支援資金貸付事業費	427,503	△ 24,168	403,335
2 公債費		1,671,797	△ 633,432	1,038,365
	1 公債費	1,671,797	△ 633,432	1,038,365
歳出合計		2,102,300	△ 657,600	1,444,700

議第61号

平成19年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度滋賀県の農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,745千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 139,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 18,424	△ 千円 15,958	千円 2,466
	1 一般会計繰入金	18,424	△ 15,958	2,466
2 繰越金		22,800	40,213	63,013
	1 繰越金	22,800	40,213	63,013
4 県債		30,000	△ 30,000	—
	1 県債	30,000	△ 30,000	—
歳入合計		145,300	△ 5,745	139,555
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農政水産業費		千円 143,424	△ 千円 59,745	千円 83,679
	1 農業改良資金貸付事業費	143,424	△ 59,745	83,679
2 公債費		1,776	54,000	55,776
	1 公債費	1,776	54,000	55,776
歳出合計		145,300	△ 5,745	139,555

第2表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
就 農 支 援 資 金 貸 付 金	30,000 ^{千円}	— ^{千円}
計	30,000	—

議第62号

平成19年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度滋賀県の林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,875千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 424,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 769	△ 千円 182	千円 587
	1 一般会計繰入金	769	△ 182	587
2 繰越金		146,182	49,877	196,059
	1 繰越金	146,182	49,877	196,059
3 諸収入		189,549	△ 16,320	173,229
	1 貸付金元利収入	189,549	△ 17,320	172,229
	2 県預金利子	—	1,000	1,000
4 県債		62,500	△ 7,500	55,000
	1 県債	62,500	△ 7,500	55,000
歳入合計		399,000	25,875	424,875

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 琵琶湖環境費		千円 327,094	△ 千円 136,182	千円 190,912
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	151,769	△ 121,182	30,587
	2 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	175,138	△ 15,000	160,138
2 公 債 費		63,376	89,276	152,652
	1 公 債 費	63,376	89,276	152,652
3 予 備 費		8,530	72,781	81,311
	1 予 備 費	8,530	72,781	81,311
歳 出 合 計		399,000	25,875	424,875

第2表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付金	62,500 ^{千円}	55,000 ^{千円}
計	62,500	55,000

議第62号 平成19年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議第63号

平成19年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度滋賀県の沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,907千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 66,765	千円 436	千円 67,201
	1 繰越金	66,765	436	67,201
3 諸収入		8,082	371	8,453
	1 県預金利子	6	371	377
歳入合計		75,100	807	75,907
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 予備費		千円 54,784	千円 807	千円 55,591
	1 予備費	54,784	807	55,591
歳出合計		75,100	807	75,907

議第64号

平成19年度滋賀県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成19年度滋賀県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 603,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,056,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 75,334,173	千円 603,821	千円 75,937,994
	1 一般会計繰入金	69,684,871	708,805	70,393,676
	2 特別会計繰入金	5,649,302	△ 104,984	5,544,318
歳入合計		111,453,173	603,821	112,056,994

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 111,453,173	千円 603,821	千円 112,056,994
	1 公債費	111,453,173	603,821	112,056,994
歳出合計		111,453,173	603,821	112,056,994

議第65号

平成19年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,582,951千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,287,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 10,229,477	△ 千円 1,045,650	千円 9,183,827
	1 負担金	10,229,477	△ 1,045,650	9,183,827
2 使用料及び手数料		785	146	931
	1 使用料	785	146	931
4 財産収入		30,442	1,762	32,204
	1 財産運用収入	30,442	1,762	32,204
5 繰入金		3,784,225	△ 479,956	3,304,269
	1 一般会計繰入金	3,446,433	△ 142,164	3,304,269
	2 基金繰入金	337,792	△ 337,792	—
6 繰越金		10,121	△ 10,121	—
	1 繰越金	10,121	△ 10,121	—
7 諸収入		8,919	△ 1,932	6,987
	1 受託事業収入	2,474	△ 335	2,139
	2 雑入	6,445	△ 1,597	4,848
8 県債		3,590,000	△ 47,200	3,542,800
	1 県債	3,590,000	△ 47,200	3,542,800
歳入合計		23,870,369	△ 1,582,951	22,287,418

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		千円 19,178,129	△ 千円 1,478,652	千円 17,699,477
	1 流域下水道費	11,170,868	△ 105,104	11,065,764
	2 流域下水道管理費	8,007,261	△ 1,373,548	6,633,713
2 公債費		4,692,240	△ 104,299	4,587,941
	1 公債費	4,692,240	△ 104,299	4,587,941
歳 出 合 計		23,870,369	△ 1,582,951	22,287,418

第2表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
流 域 下 水 道 建 設 事 業 費	2, 2 0 7, 3 0 0 ^{千円}	2, 1 6 0, 1 0 0 ^{千円}
計	3, 5 9 0, 0 0 0	3, 5 4 2, 8 0 0

議第66号

平成19年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度滋賀県の土地取得事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 993,659千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,341千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 92,000	千円 6,341	千円 98,341
	1 財産運用収入	92,000	6,341	98,341
2 県債		1,000,000	△ 1,000,000	—
	1 県債	1,000,000	△ 1,000,000	—
歳入合計		1,092,000	△ 993,659	98,341

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木交通費		千円 1,092,000	千円 △ 993,659	千円 98,341
	1 土木交通管理費	1,092,000	△ 993,659	98,341
歳出合計		1,092,000	△ 993,659	98,341

第2表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	1,000,000 ^{千円}	^{千円} —
計	1,000,000	—

議第67号

議第67号
平成19年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度滋賀県の用品調達事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 204,511千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 990,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 1,193,500	△ 千円 206,467	千円 987,033
	1 財産売払収入	1,193,500	△ 206,467	987,033
2 繰越金		1,500	1,956	3,456
	1 繰越金	1,500	1,956	3,456
歳入合計		1,195,000	△ 204,511	990,489
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 1,195,000	△ 千円 204,511	千円 990,489
	1 用品調達事業費	1,195,000	△ 204,511	990,489
歳出合計		1,195,000	△ 204,511	990,489

議第68号

平成19年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成19年度滋賀県の収入証紙特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 131,066千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,829,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 5,960,000	△ 千円 131,523	千円 5,828,477
	1 証紙売払収入	5,960,000	△ 131,523	5,828,477
2 繰越金		100	457	557
	1 繰越金	100	457	557
歳入合計		5,960,100	△ 131,066	5,829,034

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 5,960,100	△ 千円 131,066	千円 5,829,034
	1 収入証紙	5,960,100	△ 131,066	5,829,034
歳出合計		5,960,100	△ 131,066	5,829,034

議第69号

平成19年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度滋賀県の公営競技事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,969,083千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,542,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技事業収入		千円 26,732,105	△ 千円 748,123	千円 25,983,982
	1 公営競技開催収入	26,732,105	△ 748,123	25,983,982
2 使用料及び手数料		23,863	△ 200	23,663
	1 使用料	23,863	△ 200	23,663
3 財産収入		1,810	86	1,896
	1 財産運用収入	1,800	86	1,886
6 諸収入		35,428,038	△ 6,220,846	29,207,192
	1 施設利用料	94,130	△ 14,293	79,837
	2 県預金利子	200	6	206
	3 受託事業収入	35,315,746	△ 6,204,938	29,110,808
	4 雑入	17,962	△ 1,621	16,341
歳入合計		62,511,329	△ 6,969,083	55,542,246

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公営競技事業費		千円 61,838,720	△ 千円 6,968,383	千円 54,870,337
	1 経 営 費	161,391	△ 11,237	150,154
	2 開 催 費	61,677,329	△ 6,957,146	54,720,183
2 公 債 費		667,609	△ 700	666,909
	1 公 債 費	667,609	△ 700	666,909
歳 出 合 計		62,511,329	△ 6,969,083	55,542,246

企 業 会 計 補 正 予 算

議第70号

議第70号 平成19年度滋賀県病院事業会計補正予算(第1号)

平成19年度滋賀県病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成19年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業収益		千円 16,598,000	千円 △ 707,625	千円 15,890,375
	1 医 業 収 益	13,873,382	△ 762,644	13,110,738
	2 医 業 外 収 益	2,491,118	49,404	2,540,522
	3 附 帯 事 業 収 益	233,500	5,615	239,115

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業費用		千円 17,397,000	千円 △ 208,114	千円 17,188,886
	1 医 業 費 用	16,326,330	△ 212,930	16,113,400
	2 医 業 外 費 用	837,170	△ 799	836,371
	3 附 帯 事 業 費 用	233,500	5,615	239,115

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 897,441千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 1,033,000	千円 1,423,340	千円 2,456,340

	1 企 業 債	457,700	1,434,000	1,891,700
	2 負 担 金	575,300	△ 10,660	564,640

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 1,920,000	千円 1,433,781	千円 3,353,781
	1 建 設 改 良 費	496,643	△ 12,959	483,684
	2 企 業 債 償 還 金	1,423,357	1,446,740	2,870,097

(企業債)

第4条 起債の追加および変更は、次のとおりとする。

追 加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
成人病センター 借換債	千円 1,446,800	普通貸借または 証券発行	% 7.1以内	借入日の翌日から、6年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
計	1,446,800			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
成人病センター病院整備事業費	千円 309,500	千円 295,200
小児保健医療センター病院整備事業費	38,000	45,700
精神医療センター病院整備事業費	110,200	104,000
計	457,700	444,900

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 7,236,488	千円 123,333	千円 7,359,821
交 際 費	360	△ 305	55

(他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営および地域がん診療連携拠点病院機能強化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 13,300	千円 △ 2,007	千円 11,293

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第71号

平成19年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成19年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 工業用水道事業収益		千円 1,346,500	千円 34,320	千円 1,380,820
	1 営 業 収 益	1,334,422	12,593	1,347,015
	2 営 業 外 収 益	12,078	21,727	33,805

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 工業用水道事業費用		千円 1,061,000	千円 △ 50,681	千円 1,010,319
	1 営 業 費 用	929,051	△ 58,086	870,965
	2 営 業 外 費 用	131,949	7,405	139,354

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額462,875千円は、減債積立金238,477千円、過年度分損益勘定留保資金 213,834千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額10,564千円で補てんするものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 380,000	千円 △ 265,976	千円 114,024
	1 企 業 債	319,000	△ 259,000	60,000

	2 補助金	58,000	△ 7,300	50,700
	3 諸収入	3,000	324	3,324

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 793,900	千円 △ 217,001	千円 576,899
	1 建設改良費	300,258	△ 37,722	262,536
	2 企業債償還金	489,396	△ 179,171	310,225
	4 固定資産購入費	1,457	△ 108	1,349

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
南部工業用水道改良事業費	千円 59,000	千円 60,000
南部工業用水道借換債	260,000	—
計	319,000	60,000

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 179,758	千円 1,380	千円 181,138

(他会計からの補助金)

第6条 経営基盤を強化するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,424千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前限度額	補正後限度額
貯	蔵	品 千円 254	千円 一

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第72号

平成19年度滋賀県上水道供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成19年度滋賀県の上水道供給事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 上水道供給事業 収益		千円 5,906,600	千円 78,943	千円 5,985,543
	1 営 業 収 益	5,479,298	19,125	5,498,423
	2 営 業 外 収 益	427,302	59,818	487,120

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 上水道供給事業 費用		千円 4,050,800	千円 △ 71,139	千円 3,979,661
	1 営 業 費 用	3,346,930	△ 133,109	3,213,821
	2 営 業 外 費 用	703,870	61,970	765,840

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,784,761千円は、減債積立金1,457,203千円、建設改良積立金 180,000千円、過年度分損益勘定留保資金 1,480,544千円、当年度分損益勘定留保資金 986,504千円、当年度利益剰余金処分数額 637,358千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額43,152千円で補てんするものとする。）

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 2,096,100	千円 △ 855,793	千円 1,240,307

1 企 業 債	1,738,400	△ 1,028,400	710,000
2 補 助 金	136,000	△ 20,000	116,000
3 出 資 金	180,898	△ 20,000	160,898
4 諸 収 入	40,802	212,607	253,409

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 5,614,700	千円 410,368	千円 6,025,068
	1 建 設 改 良 費	2,444,272	△ 495,364	1,948,908
	2 企 業 債 償 還 金	2,720,942	906,659	3,627,601
	4 固 定 資 産 購 入 費	10,410	△ 927	9,483

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
南 部 上 水 道 建 設 事 業 費	千円 150,000	千円 100,000
南 部 上 水 道 借 換 債	243,000	—
東 南 部 上 水 道 改 良 事 業 費	760,000	610,000
東 南 部 上 水 道 借 換 債	585,400	—
計	1,738,400	710,000

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 537,312	千円 33,429	千円 570,741

(他会計からの補助金)

第6条 経営基盤を強化するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 398,891	千円 43,273	千円 442,164

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
貯 蔵 品	千円 578	千円 423

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち 637,358千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 637,358千円

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

条 例 案

議第73号

滋賀県生態学琵琶湖賞基金条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県生態学琵琶湖賞基金条例を廃止する条例

滋賀県生態学琵琶湖賞基金条例（平成3年滋賀県条例第12号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議第74号

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第13条の3第1項中「および教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第2項から第4項まで」を削り、「教諭または講師」を「主幹教諭、指導教諭または教諭」に改める。

第19条の2第1項中「校務を」の右に「つかさどる副校長、定時制の課程または通信制の課程に関する校務を」を、「従事する」の右に「主幹教諭、指導教諭、」を加える。

別表第1中

3 級	特 2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
331,500	254,100	331,500
333,800	256,900	333,800
336,100	259,700	336,100
338,400	262,500	338,400
340,700	265,300	340,700
343,000	268,000	343,000
345,300	270,700	345,300
347,600	273,400	347,600
349,800	276,100	349,800
352,000	278,800	352,000
354,200	281,500	354,200
356,400	284,200	356,400

358,600	286,900	358,600
360,700	289,600	360,700
362,800	292,300	362,800
364,900	295,000	364,900
366,900	297,700	366,900
368,900	300,400	368,900
370,900	303,100	370,900
372,900	305,800	372,900
375,000	308,500	375,000
377,000	311,200	377,000
379,000	313,900	379,000
381,000	316,600	381,000
382,900	319,300	382,900
384,900	321,700	384,900
386,900	324,100	386,900
388,900	326,500	388,900
390,800	328,900	390,800
392,800	331,100	392,800
394,800	333,300	394,800
396,800	335,500	396,800
398,700	337,700	398,700
400,500	339,900	400,500
402,300	342,100	402,300
404,100	344,300	404,100
405,700	346,500	405,700
407,300	348,700	407,300
408,900	350,900	408,900
410,500	353,100	410,500
412,200	355,300	412,200
413,800	357,400	413,800
415,400	359,500	415,400
417,000	361,600	417,000
418,700	363,700	418,700
420,300	365,800	420,300
421,900	367,900	421,900
423,500	370,000	423,500
425,200	372,100	425,200
426,800	374,100	426,800
428,400	376,100	428,400
430,000	378,100	430,000
431,700	380,100	431,700
433,300	381,900	433,300
434,900	383,700	434,900

議第74号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

436,500		385,500	436,500	
438,200		387,300	438,200	
439,800		389,000	439,800	
441,400		390,700	441,400	
443,000		392,400	443,000	
444,700		394,100	444,700	
446,300		395,600	446,300	
447,900		397,100	447,900	
449,500		398,600	449,500	
451,200		400,100	451,200	
452,800		401,600	452,800	
454,400		403,100	454,400	
456,000		404,600	456,000	
457,600		406,100	457,600	
459,200		407,500	459,200	
460,800		408,900	460,800	
462,400		410,300	462,400	
463,900		411,700	463,900	
464,900		413,100	464,900	
465,900		414,500	465,900	
466,900	を	415,900	466,900	に改め、同表注1中「教頭」を「副校長、教頭、
467,700		417,300	467,700	
		418,700		
		420,100		
		421,500		
		422,900		
		424,200		
		425,500		
		426,800		
		428,100		
		429,300		
		430,500		
		431,700		
		432,900		
		434,000		
		435,100		
		436,200		
		437,300		
		438,400		
		439,500		
		440,600		
		441,700		

442,500
443,300
444,100
444,900
445,500
446,100
446,700
447,300
447,900
448,500
449,100
449,700

338,200	308,800	338,200	

主幹教諭、指導教諭」に改める。

別表第2中

3 級	特2級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
286,300	254,100	286,300
289,400	256,900	289,400
292,500	259,700	292,500
295,600	262,500	295,600
298,400	265,300	298,400
301,500	268,000	301,500
304,600	270,700	304,600
307,700	273,400	307,700
310,700	276,100	310,700
313,600	278,800	313,600
316,500	281,500	316,500
319,400	284,200	319,400
322,300	286,900	322,300
324,600	289,600	324,600
326,900	292,300	326,900
329,200	295,000	329,200

331,500	297,700	331,500
333,800	300,400	333,800
336,100	303,100	336,100
338,400	305,800	338,400
340,700	308,500	340,700
343,000	311,200	343,000
345,300	313,900	345,300
347,600	316,600	347,600
349,800	319,300	349,800
351,700	321,700	351,700
353,600	324,100	353,600
355,500	326,500	355,500
357,400	328,900	357,400
359,300	331,100	359,300
361,200	333,300	361,200
363,100	335,500	363,100
364,900	337,700	364,900
366,700	339,800	366,700
368,500	341,900	368,500
370,300	344,000	370,300
372,200	346,100	372,200
373,800	348,100	373,800
375,400	350,100	375,400
377,000	352,100	377,000
378,700	354,100	378,700
380,300	355,900	380,300
381,900	357,700	381,900
383,500	359,500	383,500
385,100	361,300	385,100
386,700	363,000	386,700
388,300	364,700	388,300
389,900	366,400	389,900
391,400	368,100	391,400
392,900	369,800	392,900
394,400	371,500	394,400
395,900	373,200	395,900
397,500	374,900	397,500
398,900	376,400	398,900
400,300	377,900	400,300
401,700	379,400	401,700
403,200	380,900	403,200
404,600	382,300	404,600

議第74号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

406,000		383,700	406,000	
407,400		385,100	407,400	
408,700		386,500	408,700	
410,100		387,800	410,100	
411,500		389,100	411,500	
412,900		390,400	412,900	
414,100		391,700	414,100	
415,300		392,900	415,300	
416,500		394,100	416,500	
417,700		395,300	417,700	
418,800		396,500	418,800	
420,000		397,700	420,000	
421,200		398,900	421,200	
422,400		400,100	422,400	
423,400	を	401,300	423,400	に改め、同表注1中「教頭」を「副校長、教頭、
424,200		402,400	424,200	
425,000		403,500	425,000	
425,800		404,600	425,800	
426,700		405,700	426,700	
427,500		406,700	427,500	
428,300		407,700	428,300	
429,100		408,700	429,100	
429,900		409,700	429,900	
430,600		410,500	430,600	
431,300		411,300	431,300	
432,000		412,100	432,000	
432,700		412,900	432,700	
433,400		413,700	433,400	
434,100		414,500	434,100	
434,800		415,300	434,800	
435,500		416,100	435,500	
436,200		416,800	436,200	
436,900		417,500	436,900	
437,600		418,200	437,600	
438,100		418,900	438,100	
		419,600		
		420,300		
		421,000		
		421,700		
		422,300		
		422,900		
		423,400		

331,300		303,700	331,300

主幹教諭、指導教諭」に改める。

別表第3第1項中

2	級	高等学校または特別支援学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	を
3	級	高等学校または特別支援学校の教頭の職務	

2	級	高等学校または特別支援学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	
特 2	級	高等学校または特別支援学校の主幹教諭または指導教諭の職務	に
3	級	高等学校または特別支援学校の副校長または教頭の職務	

改め、同表第2項中

2	級	小学校または中学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	を
3	級	小学校または中学校の教頭の職務	

2	級	小学校または中学校の教諭、養護教諭または栄養教諭の職務	
特 2	級	小学校または中学校の主幹教諭または指導教諭の職務	に
3	級	小学校または中学校の副校長または教頭の職務	

改める。

(滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第2条 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条

例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第3条第1項中「または2級」を「、2級または特2級」に改める。

(滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年滋賀県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手または寄宿舎指導員」を「職員」に、「または2級」を「、2級または特2級」に改める。

第4条の2第1項中「教諭」を「指導教諭または教諭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に滋賀県公立学校職員の給与に関する条例別表第1および別表第2の給料表の適用を受ける職員のうち同日前に職務の級を異にして異動した職員および人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

そ の 他 の 議 案

議第75号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 滋賀会館 |
| 2 | 指定管理者 | 滋賀県大津市京町三丁目4番22号
財団法人滋賀県文化振興事業団
理事長 岸 野 洋 |
| 3 | 指定の期間 | 平成20年4月1日から平成22年3月31日まで |

議第76号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立栗東体育館
- 2 指 定 管 理 者 滋賀県大津市御陵町4番1号
財団法人滋賀県体育協会
会長 國 松 善 次
- 3 指 定 の 期 間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

議第77号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立虎御前山教育キャンプ場
- 2 指定管理者 滋賀県東浅井郡虎姫町大字五村106番地
虎姫町
町長 山 内 健 次
- 3 指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

議第78号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立比良山岳センター
- 2 指定管理者 滋賀県大津市木戸130番地の3
志賀商工会
会長 田 中 和 男
- 3 指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

議第79号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 滋賀県立伊吹運動場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 滋賀県米原市春照77番地2
財団法人伊吹山麓青少年育成事業団
理事長 稲 村 邦 夫 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで |

議第80号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立アーチェリー場
- 2 指定管理者 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
愛荘町
町長 村 西 俊 雄
- 3 指定の期間 平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

議第81号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年 3 月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議
決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第 109 号）第27条第 2 項の規定に基づき、平成19年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事 業 名	関係市町名	負 担 す べ き 金 額		
		既 決 額	増 減 額	計
補 助 林 道 事 業	米 原 市	5,000,000 ^円	3,050,000 ^円	8,050,000 ^円
	木 之 本 町	2,000,000	△ 235,000	1,765,000
	計	7,000,000	2,815,000	9,815,000
ふるさと林道緊急整備 事業	長 浜 市	10,000,000	△ 428,000	9,572,000
	米 原 市	52,000,000	△ 9,115,000	42,885,000
	計	83,000,000	△ 9,543,000	73,457,000
県営経営体育成基盤整 備事業	彦 根 市	13,061,000	311,000	13,372,000
	東 近 江 市	269,000	2,474,000	2,743,000
	湖 北 町	3,569,000	△ 78,000	3,491,000
	計	16,899,000	2,707,000	19,606,000
県営中山間地域総合整 備事業	甲 賀 市	16,205,000	2,119,000	18,324,000
	高 島 市	54,861,000	△ 6,422,000	48,439,000
	東 近 江 市	6,047,000	△ 3,832,000	2,215,000
	米 原 市	14,875,000	△ 13,644,000	1,231,000
	木 之 本 町	6,413,000	△ 6,413,000	—
	余 呉 町	—	1,298,000	1,298,000
	西 浅 井 町	3,489,000	12,732,000	16,221,000
	計	101,890,000	△ 14,162,000	87,728,000

議第81号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第81号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営みずすまし事業	守山市	14,464,000 ^円	787,000 ^円	15,251,000 ^円
	計	50,714,000	787,000	51,501,000
県営田園空間整備事業	長浜市	288,000	457,000	745,000
	近江八幡市	7,017,000	△ 3,631,000	3,386,000
	守山市	14,247,000	5,375,000	19,622,000
	野洲市	9,720,000	425,000	10,145,000
	米原市	19,656,000	1,344,000	21,000,000
	虎姫町	2,882,000	△ 457,000	2,425,000
	湖北町	25,007,000	△ 6,705,000	18,302,000
	高月町	305,000	133,000	438,000
	木之本町	7,413,000	△ 2,489,000	4,924,000
	計	86,535,000	△ 5,548,000	80,987,000
県営溜池等整備事業	守山市	5,625,000	△ 788,000	4,837,000
	計	8,945,000	△ 788,000	8,157,000
単独道路改築事業	大津市	62,900,000	10,000,000	72,900,000
	彦根市	16,205,000	△ 8,034,800	8,170,200
	長浜市	23,925,050	2,228,700	26,153,750
	近江八幡市	9,150,000	△ 160,200	8,989,800
	草津市	48,256,000	103,200	48,359,200
	守山市	19,510,000	1,124,800	20,634,800
	栗東市	14,364,000	△ 5,286,000	9,078,000
	甲賀市	103,072,350	10,812,000	113,884,350
	野洲市	12,820,000	△ 6,192,000	6,628,000
	湖南市	21,630,200	△ 816,000	20,814,200
	高島市	34,350,000	△ 1,200,000	33,150,000
	東近江市	42,394,050	2,370,300	44,764,350
	米原市	20,299,950	△ 1,062,300	19,237,650
	日野町	8,890,950	15,150	8,906,100
	竜王町	2,400,000	33,000	2,433,000
	愛荘町	9,300,000	9,681,750	18,981,750
	豊郷町	7,950,000	△ 1,494,000	6,456,000
	甲良町	750,000	△ 750,000	—
	多賀町	20,700,000	4,914,300	25,614,300

議第81号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	虎姫町	1,800,000 ^円	△ 1,119,480 ^円	680,520 ^円
	湖北町	3,750,000	232,950	3,982,950
	高月町	4,000,000	△ 2,533,600	1,466,400
	木之本町	14,136,000	△ 20,280	14,115,720
	余呉町	9,681,000	706,545	10,387,545
	西浅井町	1,942,500	637,245	2,579,745
	計	514,177,050	14,191,280	528,368,330
単独交通安全施設整備事業	大津市	3,080,000	150,800	3,230,800
	彦根市	450,000	453,000	903,000
	長浜市	1,837,500	399,300	2,236,800
	近江八幡市	1,800,000	△ 313,950	1,486,050
	草津市	1,600,000	1,014,000	2,614,000
	守山市	3,000,000	△ 904,200	2,095,800
	栗東市	1,200,000	△ 600,000	600,000
	甲賀市	3,300,000	△ 2,079,450	1,220,550
	野洲市	1,400,000	7,890,000	9,290,000
	高島市	870,000	223,500	1,093,500
	東近江市	1,275,000	831,450	2,106,450
	米原市	375,000	△ 375,000	—
	安土町	600,000	△ 64,500	535,500
	日野町	900,000	825,000	1,725,000
	豊郷町	750,000	2,612,250	3,362,250
	多賀町	750,000	△ 750,000	—
	湖北町	37,500	△ 37,500	—
	計	24,225,000	9,274,700	33,499,700
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	12,760,000	342,000	13,102,000
	長浜市	1,190,000	△ 162,000	1,028,000
	近江八幡市	11,806,000	5,388,500	17,194,500
	東近江市	500,000	△ 500,000	—
	計	36,456,000	5,068,500	41,524,500
補助急傾斜地総合流域防災事業	彦根市	1,000,000	△ 150,000	850,000
	高島市	9,675,000	△ 850,000	8,825,000
	米原市	6,000,000	2,445,000	8,445,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	計	39,175,000 ^円	1,445,000 ^円	40,620,000 ^円
緊急地方道路(街路)整備事業	長浜市	56,250,000	1,125,000	57,375,000
	守山市	49,914,000	42,750,000	92,664,000
	東近江市	32,175,000	5,625,000	37,800,000
	計	185,673,375	49,500,000	235,173,375
単独都市計画街路事業	草津市	10,427,100	△ 192,600	10,234,500
	守山市	3,492,000	△ 2,512,800	979,200
	計	18,419,100	△ 2,705,400	15,713,700
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。				

(参考)

「既決額」欄に金額の掲げてあるものについては、平成19年10月12日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて(議第127号)」の金額を改めようとするものである。

議第82号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年 3 月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第91条第 6 項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成19年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	守山市	20,213,000 ^円	△ 7,623,000 ^円	12,590,000 ^円
	栗東市	6,878,000	2,937,000	9,815,000
	甲賀市	70,743,000	307,000	71,050,000
	野洲市	17,722,000	3,708,000	21,430,000
	湖南市	35,095,000	△ 24,833,000	10,262,000
	高島市	32,602,000	7,875,000	40,477,000
	東近江市	11,758,000	△ 3,675,000	8,083,000
	米原市	32,225,000	△ 221,000	32,004,000
	計	241,674,000	△ 21,525,000	220,149,000
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	8,513,000	△ 1,808,000	6,705,000
	彦根市	30,674,000	2,122,000	32,796,000
	湖南市	5,682,000	3,880,000	9,562,000
	東近江市	50,766,000	14,374,000	65,140,000
	米原市	1,650,000	1,488,000	3,138,000
	愛荘町	1,504,000	△ 561,000	943,000
	湖北町	48,803,000	2,267,000	51,070,000
	高月町	8,600,000	△ 2,081,000	6,519,000
	計	156,192,000	19,681,000	175,873,000

議第82号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営農道整備事業	甲賀市	8,287,000 ^円	△ 162,000 ^円	8,125,000 ^円
	湖南市	21,881,000	481,000	22,362,000
	計	83,293,000	319,000	83,612,000
県営中山間地域総合整備事業	彦根市	15,469,000	3,093,000	18,562,000
	甲賀市	3,290,000	△ 1,434,000	1,856,000
	高島市	21,019,000	△ 4,374,000	16,645,000
	東近江市	4,124,000	1,129,000	5,253,000
	木之本町	2,498,000	642,000	3,140,000
	西浅井町	4,799,000	3,223,000	8,022,000
	計	51,199,000	2,279,000	53,478,000
県営田園空間整備事業	長浜市	5,250,000	3,424,000	8,674,000
	計	5,250,000	3,424,000	8,674,000
県営溜池等整備事業	甲賀市	52,079,000	△ 9,068,000	43,011,000
	米原市	19,500,000	△ 6,500,000	13,000,000
	計	71,579,000	△ 15,568,000	56,011,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。				

(参考)

平成19年10月12日議決の「国および県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第128号）」の金額を改めようとするものである。

議第83号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年 3 月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成19年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	153,434,104 ^円	△ 2,732,120 ^円	150,701,984 ^円
彦 根 市	257,417,549 ^円	△ 1,822,270 ^円	255,595,279 ^円
長 浜 市	209,025,316 ^円	△ 1,479,698 ^円	207,545,618 ^円
近 江 八 幡 市	65,886,157 ^円	△ 464,310 ^円	65,421,847 ^円
草 津 市	129,674,027 ^円	△ 913,831 ^円	128,760,196 ^円
守 山 市	246,248,184 ^円	△ 10,492,039 ^円	235,756,145 ^円
栗 東 市	260,352,568 ^円	△ 9,821,249 ^円	250,531,319 ^円
甲 賀 市	121,490,714 ^円	△ 856,162 ^円	120,634,552 ^円
野 洲 市	79,105,354 ^円	△ 557,467 ^円	78,547,887 ^円
湖 南 市	100,822,605 ^円	△ 710,512 ^円	100,112,093 ^円
高 島 市	54,351,384 ^円	△ 13,781,684 ^円	40,569,700 ^円
東 近 江 市	177,047,924 ^円	△ 1,249,017 ^円	175,798,907 ^円
米 原 市	100,668,794 ^円	△ 712,640 ^円	99,956,154 ^円
安 土 町	12,904,454 ^円	△ 90,938 ^円	12,813,516 ^円
日 野 町	53,611,187 ^円	△ 377,806 ^円	53,233,381 ^円
竜 王 町	35,461,021 ^円	△ 249,899 ^円	35,211,122 ^円
愛 荘 町	50,577,167 ^円	△ 358,039 ^円	50,219,128 ^円
豊 郷 町	18,369,627 ^円	△ 130,039 ^円	18,239,588 ^円

議第83号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
甲 良 町	17,803,162 ^円	△ 126,028 ^円	17,677,134 ^円
多 賀 町	27,594,902	△ 195,345	27,399,557
虎 姫 町	18,288,704	△ 129,467	18,159,237
湖 北 町	16,184,694	△ 114,572	16,070,122
高 月 町	33,987,856	△ 240,601	33,747,255
木 之 本 町	17,398,546	△ 123,167	17,275,379
計	2,257,706,000	△ 47,728,900	2,209,977,100
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。			

(参考)

平成19年10月12日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第129号）」の金額を改めようとするものである。